



一般コミュニティ助成事業について

1 制度の目的

一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に直接必要な備品等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

※自治総合センターでは、全国の市区町村からの申請を取りまとめて、審査を行い、助成金の採択・不採択の決定を行います。申請した事業が必ずしも採択されるとは限りませんのでご了承ください。

2 対象団体

町会、自治会

※複数の町会等で構成される連合組織を含みます。

※マンションの管理組合等と町会、自治会を兼ねた組織の場合は、助成対象外となります。

※申請は、自治総合センターが実施する他の事業も含め、1 団体につき 1 事業とします。連合組織と当該連合組織に属する町会・自治会は、同時に申請することはできません。

※事業の助成を受けたことがある団体は、助成を受けたことがない団体から参加申込みがなかった場合にのみ、抽選会に参加できます。

3 助成金額と申請主体

	申請主体	助成金額
単独	町会、自治会※連合組織も可	100 万円～250 万円 ※10 万円未満切捨て後、10 割助成 ※10 万円未満は実施団体負担 例) 総事業費 175 万円の場合、助成金 170 万円、自己負担 5 万円
併合	練馬区 単独申請では少額で、右の金額に達しない場合には、練馬区が申請する。 ※少額とは 10 万円以上 100 万円未満。	

※上記の「併合」での申請は、町会・自治会（複数の町会等で構成される連合組織を含む。）から提出された申請内容を確認し、目的別に合算して 100 万円以上になった場合に受け付けることができます（ただし、併合での受付は 1 件のみとなります。）。なるべく、100 万円以上の「単独」でお申込みください。（併合での申請を希望される場合は、一度お問い合わせください。）

4 助成対象事業

各団体においてコミュニティ活動の推進を図るために、直接必要な備品等（**建築物、消耗品は除く。2 ページ参照**）の整備をする事業で、次の基準に適合するもの。

- (1) 宝くじの普及および広報の効果が発揮できるもの。
- (2) コミュニティ活動に必要な施設または備品の整備に関する事業であること。
- (3) 保管場所や財源の確保等において懸念がなく、令和 8 年 4 月 1 日以降に実施し、

令和9年1月末までに完了することが確実なもの

(4) 短期間に消費もしくは破損するような備品の整備でないもの

「4 助成対象事業」の参考例

1 全国で採択された具体例	
	・集会施設（町会会館・自治会館）の備品整備 机、いす、プロジェクター、パソコン、プリンター、テレビ、印刷機、複写機 等 ※ただし、集会施設(町会会館・自治会館)に工事し、取り付けるものは対象外 ・イベント用品の整備 イベント用ステージ、テント、音響機器、発電機 等 ・<u>宗教と関係ない</u>お祭り備品の整備 太鼓、提灯、のぼり、はっぴ、みこし 等 ※宗教活動のための用具は対象外
2 対象とならないもの	
	・観光や商業振興、教育（学校）行事目的に整備するもの ・個人の利用に留まるもの ・各戸へ配布するもの ・広場の砂場や遊歩道等の整備 ・建物と実質一体とみなせるもの ※トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル 等 ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品 ※太鼓、提灯、のぼり、はっぴ、みこし 等 ・防災目的の備品 ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ 等） ※地域の伝統文化に関連する楽器（太鼓、三味線 等）の修繕は、例外的に対象となる場合あり。 ・自転車、動力の付いた車両（車 等） ・<u>動力の付いた</u>屋台、山車 等 ・車両に搭載する目的の備品（無線機 等） ・防犯カメラ ・水車 ・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする） ・ホテル等の育成に関する設備、備品 ・一般調理器具（食器、包丁、箸 等） ・医薬品 ・照明器具等のうち、電球のみの整備 ・銃・刀剣類（模造品含む） ・建築確認が必要な物置や倉庫 ・物置や倉庫で、基礎工事、アンカー工事を伴うもの ・電力申請費等の申請に要する費用 ・その他建築物とみなされるもの ・その他消耗品とみなされるもの（耐用年数1～2年）

※その他、下記のような事業は助成の対象外です。

- ・政治または宗教活動を目的とする事業
- ・助成金により他の団体を補助する事業
- ・事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ・備品の整備のみを目的とした事業
- ・町内や団体においてすでに恒例として開催している事業

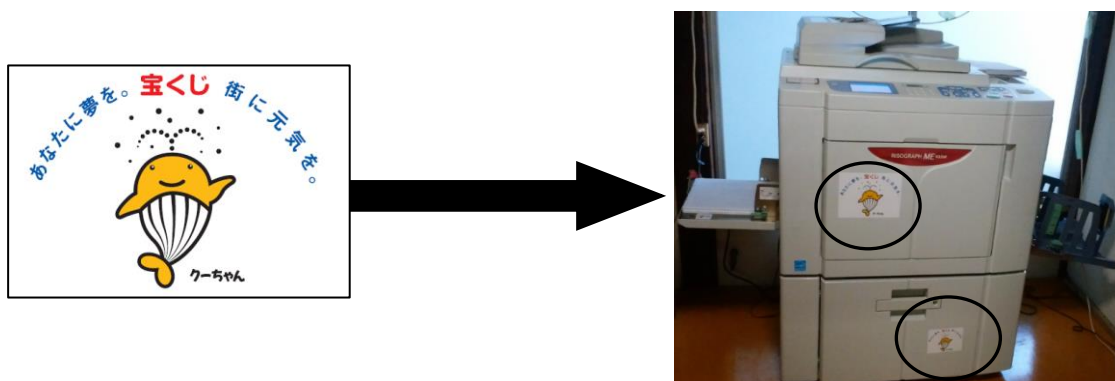
5 申請条件

(1) 宝くじ社会貢献広報について

本事業は、宝くじの受託事業収入を財源として助成することから、事業で整備する備品等に宝くじの広報表示を行うことが条件となります。

広報表示に係る経費は助成対象となりますので、事業計画に盛り込んでください。

※広報表示については、「9 宝くじ社会貢献広報の仕方」（6～9ページ）を参考に、使用時に視認可能な場所に設置してください。広報表示ができない備品等は助成対象として認められません。また、事業完了後に取り外すことがないよう適切に管理してください。



※表示は原則カラーです。

※購入したすべての備品等にマークの表示が必要です。

(2) 保管場所の確保について

本事業で整備する備品等については、保管場所を確保していただく必要があります。個人宅や神社等宗教団体の施設は保管場所にできません。また、第三者の土地や建物に保管する場合、事前に所有者の承諾を得ておいてください。事業完了時に契約書や承諾書等の土地や建物が使用できる根拠資料の提出が必要になります。その他、保管場所について疑義がある場合は、事前にご相談ください。

6 申請から交付までの流れ

【練馬区コミュニティ助成事業抽選申込書】

令和7年7月18日（金）午後5時15分【必着】

地域振興課地域コミュニティ支援係へ提出

【公開抽選会】

令和7年7月25日（金）午後2時30分～

練馬区役所本庁舎9階 901 会議室にて抽選の実施

【練馬区へ申請書の提出】 令和7年8月27日（水）午後5時15分【必着】

追加の資料提出をお願いする場合があります。

【東京都へ申請書の提出】

令和7年10月上旬

東京都から追加の資料提出を依頼される場合があります。

【自治総合センターにて審査・助成交付決定】 令和8年4月上旬

- ・審査の過程で、自治総合センターから東京都経由で追加の資料提出を依頼される場合があります。
- ・自治総合センターにて審査し、助成可否を決定します。
※助成の可否については、自治総合センターが決定します。また、必ず採択されるものではありません。

【推薦団体へ審査結果の通知】

令和8年4月上旬

地域振興課地域コミュニティ支援係より、推薦団体に対して審査結果を通知します。また、助成決定団体に対し、事業実績報告に必要な書類等について、ご連絡いたします。

【事業実施（備品等の購入等）】

令和8年4月上旬～令和9年1月末日

【実績報告書の提出・補助金の交付】

- ・実績報告書は、区および都を通じて自治総合センターに対し、事業終了（納品等）後2か月以内に提出する必要があります。（区へ提出いただく時期は、それよりも前になります。）
- ・助成金の交付は、事業が終了し、助成決定団体が事業者[※]に全額支払い、実績報告書類がすべて提出されてからおおよそ1か月後となります。
- ・実績報告にあたって、事業を実施した旨をねりま区報へ掲載します。

7 必要書類等

(1) 交付申請書類

書類名	備 考
練馬区コミュニティ助成事業申請書（第3号様式）	原本に会長印を押印の上ご提出ください。
規約（会則）の写し	
令和7年度事業計画書の写し	
令和7年度予算書の写し	
金額積算根拠（見積書等）	コピーで可。購入備品の品番は必ず明記のこと。
事業内容に関する資料	カタログ等のカラーコピー、事業の企画書や説明資料等。
購入備品等への宝くじの社会貢献広報表示の方法	

※申請書に係る様式や記入例については、「練馬区コミュニティ助成事業抽選申込書」をご提出いただいた団体あてにメール（または郵送）にてお送りいたします。

(2) 実績報告書類

書類名	備 考
練馬区コミュニティ助成事業実績報告書（第8号様式）	原本に会長印を押印の上ご提出ください。
支払関連資料（領収書等）	コピーで可。年度内に支払いが完了した領収書を添付。 ※購入品明細が確認できるものを添付してください。
管理運営規程及び備品台帳	コピーで可。事業実施主体名が記載されているものを提出してください。
カラー写真	事業実施の完了（整備した全ての備品・設備の内容）と宝くじの社会貢献広報表示（デザインマニュアルによる）のカラー表示が鮮明・明瞭に確認できるもの。 ※デジカメ画像のプリントで可。白黒での印刷は不可。
保管場所の使用承諾書類	助成を受けて整備した備品を第三者の建物に保管する場合は、建物の所有者の承諾書や契約書。保管場所が採択団体所有の建物の場合、財産目録。

※実績報告書類については、参考です。助成団体が決定後、当該団体にあらかじめご案内します。

8 注意事項

- (1) 助成金の採択・不採択の決定は自治総合センターが行います。また、申請した事業が必ずしも採択されるわけではありませんのでご了承ください。

(参考)

事業年度	申請団体数	採択団体数
令和3年度分（令和2年度申請）	2団体	2団体
令和4年度分（令和3年度申請）	4団体	3団体
令和5年度分（令和4年度申請）	4団体	2団体
令和6年度分（令和5年度申請）	4団体	1団体
令和7年度分（令和6年度申請）	6団体	1団体

- (2) **助成金の交付は、事業終了後、採択団体が事業者にも全額支払いを完了し、実績報告書が全て提出されてからとなります。**

※かかった事業経費については一旦全て支払う必要があります。

- (3) 申請する事業は各団体において合意された内容とし、事業費の積算に使用する見積金額は事業を実施する最終的な見積もりとし、原則として、事業実施時に差異が生じないようにしてください。

採択後、当初の申請と内容が著しく変わってしまう場合、助成金の交付が受けられないことがありますのでご注意ください。

- (4) 現時点では、自治総合センターより、令和8年度事業分の「コミュニティ助成事業実施要綱」や「コミュニティ助成事業留意事項」（以下「実施要綱等」という。）が示されていないため、本資料は令和7年度事業分(昨年度募集分)の実施要綱等を参照して作成しています。そのため、今後、令和8年度事業分の実施要綱等が示された際に、内容や条件、必要書類などに変更が生じる可能性があります。あらかじめご承知おきください。

9 宝くじの社会貢献広報の仕方

- (1) 購入備品、設備への広報表示

ア 必ず、「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」（8～9ページ）に準拠してください。

イ 整備した備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行ってください。広報表示をできない備品は助成対象外となります。

ウ 広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさで表示してください。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。）

エ 広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）を原則とします。（特に屋外に設置する備品については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。）

ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。

オ 表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。

(2) 広報表示の参考例

法被等の衣装類	衣装それぞれ（衣装の上下、帯、その他付属品を含む）の表地（裏地は不可）に縫い付けによる広報表示を行う。加えて、使用時に看板等により、宝くじの助成金で整備した旨の広報を行うことが望ましい。
テント	各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさで広報表示を行う。
カーテン	本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器	本体のほか、壁（スイッチやリモコン部分等）の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
防犯灯や屋外放送設備	本体のほか、柱・ポールの人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う（もしくは看板による広報表示を行う）。
広場での遊具等の整備	整備する遊具等の設備本体のほか、広場の入り口等に看板等で広報表示を行う。
組み立て式ステージ等	それぞれの備品（部品）のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。

(3) 写真について

実績報告の際に、カラー写真の提出が必要になります。写真については、次の項目を充足するようにしてください。

- ア 整備した備品の全体が確認できる。（設備・備品名と写真が一致するようにしてください）
- イ 整備した備品の数量とそれぞれの広報表示場所が確認できる。
- ウ 広報表示のデザインが確認できる。

宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル

4色印刷用

＜標準デザイン＞



＜特殊デザイン＞



単色印刷用（単色は広報誌、ポスター、チラシで単色刷りの場合のみ使用可）

＜標準デザイン＞



＜特殊デザイン＞



くーちゃんイエロー

4 C	Y100+M30
特色	D1C2537
単色	アミ 30%

■ 4Cは反転使用不可。

■ マークは可能な限り大きく表示してください。

あなたに夢を。街に元気を。

4 C	C100+M70
特色	D1C C-267
単色	100%

宝くじ

4 C	M100+ Y100
特色	D1C198
単色	100%

表示は原則カラーです。

すべての備品等にマークの表示が必要です。備品使用時に視認可能な場所と大きさとで表示のうえ、簡単にはがれないようにしてください。

白フチ使用



■地色が濃色の場合、文字・イラストのアウトラインに白フチを入れる。

最小使用サイズ



■ロゴは縦横比を変えずに拡大縮小とする。

■最小使用サイズ 天地：12mm（潮部は除く）
また、縮小使用する場合は、「クーちゃん」・
「宝くじ」の文字部は5mm 以下にならないよう
にしてください。

■用途により「クーちゃん」の名称は場所の
変更をせずに拡大してもよい。